

富士見市社会福祉協議会地域支え合いの仕組み事業
うさみん商品券取扱加盟店募集要項

1. 目的

この要項は、商品券の取り扱いを定め、安心した暮らしを実現するために地域住民がお互いに助け合い、支え合いながら活動し、活動した方に対して「うさみん商品券」を発行し、富士見市内の店舗を利用することにより、地域経済と商店街の活性化を図ることを目的とする。

2. 実施主体

商品券発行事業の運営及び管理は富士見市社会福祉協議会（以下、「本会」という）が行う。

3. 実施期間

本事業の実施期間は、平成27年10月1日（木）からとする。

4. 発行総額

(1) 商品券の発行額は、平成27年度は110万円位を予定する。

(2) 平成28年度以降は、年度220万円位を予定する。

5. 商品券の種類

商品券は1枚400円とする。

6. 利用期間

商品券の利用期間は本会で発行した日より6か月以内とし、利用期間を過ぎた商品券は無効とする。

7. 利用事業所

商品券を利用できる事業所は、「12.加盟店の登録手続き」により登録をした事業所とする。

8. 利用制限

次に掲げる物品の販売、貸付、サービスの提供は、商品券の利用対象外とする。

(1) 不動産（土地建物の販売）

(2) 商品券類、切手、収入印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの

（電子マネーのチャージ等を含む）

(3) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入商品等

(4) 国や地方公共団体への支払い

(5) 公共料金（ガス・水道・電気・電話・携帯電話等）の支払い

9. 釣り銭

商品券の額面に満たない利用のときであっても、釣り銭は支払わないものとする。

10. 加盟店の登録資格

商品券を取り扱うことのできる事業所（以下、「加盟店」という）の登録資格は原則として富士見市商工会会員、富士見市商店会連合会会員とする。

11. 加盟店の募集

加盟店の募集の周知方法は、商工会広報誌及び加盟店の登録資格を有する事業所へ文書で行うものとする。

12. 加盟店の登録手続き

(1) 加盟店を希望する事業所は商工会に登録申請書を提出し登録する。登録は、双方から申し出がない場合は、年度ごとの自動更新とする。

(2) 加盟店として認定した事業所には加盟店登録証明書、換金請求書、加盟店表示ステッカーを交付する。

13. 換金期間及び換金方法

(1) 利用者から受け取った商品券は、受け取った月から3か月以内に商工会または本会に持参し換金請求をする。

(2) 商工会は商品券と請求額を照合し、相違ないときは、本会に引き継ぐこととする。

(3) 加盟店は、換金請求書を毎月5日までに商工会または本会に提出する。

①振込みの場合、指定機関への振込みは25日とする。(土曜、日曜、祝日の場合は前営業日) 振込みにかかる手数料は、埼玉りそな銀行鶴瀬支店への振込手数料は無料とする。但し、それ以外の金融機関への振込みにかかる手数料は全額換金請求者の負担とする。

②現金の場合、25日以降月末までに本会で換金する。(9時から17時まで。土曜、日曜、祝日、年末を除く)

14. 加盟店の責務

加盟店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

①利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の物品の販売、サービスの提供を行うこと。

②本会が配布する加盟店表示ステッカーを利用者の見やすい場所に掲示すること。

③使用者から受け取った商品券には、受け取った日にちを記載し店印を押印するとともに切り取り破線に沿って切り取ること。

④他店押印のある商品券及び既に切り取り破線を切り取ってある商品券は受け取りを拒否すること。

⑤偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに本会に申し出ること。

⑥商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。

15. 加盟店資格の喪失等

この要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、加盟店の取り消し、及び損害金の申し受け等を行うことがある。

16. 紛失等の責務

利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、加盟店の責務とする。

17. 届け出事項の変更

加盟店は登録事項に変更があったときは、速やかに商工会に届け出るものとする。

18. この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年10月1日から施行する。

この要項は、平成28年10月1日から施行する。